令和元年度実績評価書
（要旨）

令　和　２　年　８　月

国家公安委員会・警察庁

凡　例

１　各業績指標の達成度の評価基準について

○　**達成（記号：◎）**

指標を全て達成していると認められるもの

○　**おおむね達成（記号：○）**

指標を全て達成しているとは認められないが、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められるもの

○　**達成が十分とは言い難い（記号：△）**

指標を全て達成しているとは認められず、総合的に見て達成の度合いが半分を超えていると認められないもの

２　各業績目標の達成度の評価基準について（各行政機関共通区分）

原則として次の区分によるが、全ての業績指標で目標が達成された場合であっても、参考指標の推移、外部要因の影響等を踏まえ、また、今後の政策の発展可能性等を考慮して、「目標超過達成」又は「目標達成」と評価しないことがより適切と考えられるときは、「相当程度進展あり」等と厳格に評価を行っている。

○　**目標超過達成（記号：●）**

全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの

○　**目標達成（記号：◎）**

全ての業績指標で目標が達成され、かつ、業績指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの

○　**相当程度進展あり（記号：○）**

一部又は全部の業績指標で目標が達成されなかったが、主要な業績指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられるもの

○　**進展が大きくない（記号：△）**

一部又は全部の業績指標で目標が達成されず、主要な業績指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの

○　**目標に向かっていない（記号：×）**

主要な業績指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても

目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの

３　政策への反映の方向性について

○　引き続き推進

評価対象政策を引き続き推進するもの

○　改善・見直し

評価対象政策の一部を廃止、休止又は中止するもの

評価対象政策の全部又は一部を見直すことにより、以下のような改善又は見直しを行うもの

- 既存事業を廃止・縮小するとともに新たなニーズに対応する事業を創設・拡充する
- 複数事業の統合を行う
- 対象分野をシフトする
- 縦割りを排除して部局間の連携を図ることにより効率化を図る

○　廃止・休止又は中止

評価対象政策の全部を廃止、休止又は中止するもの

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※　ページ番号の記載がない施策については、モニタリングを実施

基本目標	業績目標	ページ
1　市民生活の安全と平穏の確保	1　総合的な犯罪抑止対策の推進	－
	2　地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化	－
	3　悪質商法等の防止及び環境破壊等の防止	－
2　犯罪捜査の的確な推進	1　重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上	1
	2　政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	2
	3　オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	3
	4　捜査への科学技術の活用	－
	5　被疑者取調べの適正化	4
3　組織犯罪対策の強化	1　暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化	－
	2　国際組織犯罪対策の強化	－
4　安全かつ快適な交通の確保	1　歩行者・自転車利用者の安全確保	－
	2　運転者対策の推進	－
	3　道路交通環境の整備	－
5　国の公安の維持	1　重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処	－
	2　災害への的確な対処	－
	3　対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処	－
6　犯罪被害者等の支援の充実	1　犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	－
7　安心できるIT社会の実現	1　サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止	5

基本目標2　犯罪捜査の的確な推進

業績目標１　重要犯罪・重要窃盗犯の検挙向上

業績目標達成のために行った主な施策

○　情報分析支援システム（ＣＩＳ－ＣＡＴＳ）の活用
○　ＤＮＡ型鑑定の効果的活用
○　捜査特別報奨金制度の活用
○　犯罪死の見逃し事案の防止　等

評価結果の概要等

評価結果：○（相当程度進展あり）

○　業績指標①：各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率

達成目標：過去５年間の平均値を上回る。　※　令和元年度は暫定値

達成状況：○

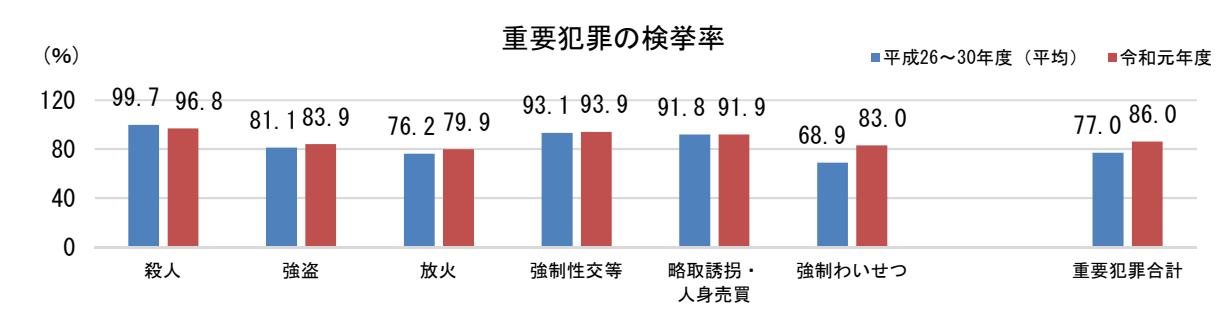

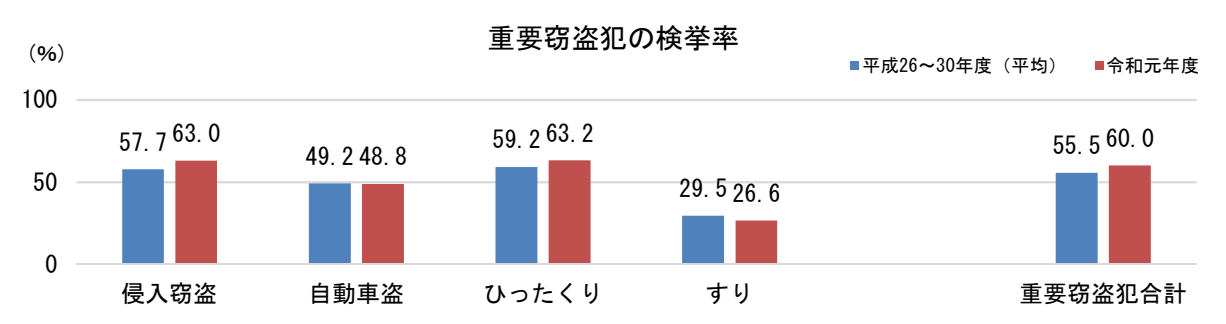

○　参考指標①：各重要犯罪・重要窃盗犯の検挙人員

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26～30年度（平均）	令和元年度
重要犯罪（人）	7,371	7,273	7,129	7,134	7,337	7,249	7,514
重要窃盗犯（人）	10,771	10,271	9,485	9,280	8,334	9,628	7,710

○　参考指標②：検視官の臨場率

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26～30年（平均）	令和元年
臨場率（%）	72.3	76.0	78.2	78.9	80.0	77.1	81.3

業績目標①については、令和元年度中の殺人、自動車盗及びすりの検挙率が過去5年間の平均値を僅かに下回ったものの、それ以外の各罪種については、令和元年度中の検挙率が過去5年間の平均値を上回り、重要犯罪・重要窃盗犯全体の検挙率も過去5年間の平均値を上回ったことから、「相当程度進展あり」と認められる。

しかしながら、依然として社会的反響の大きい重要犯罪・重要窃盗犯が発生していることから、国民の不安を払拭するため、今後も引き続き、各種施策を推進する。

政策への反映の方向性

引き続き推進

○　情報分析支援システムの活用
○　ＤＮＡ型鑑定等の効果的活用
○　捜査特別報奨金制度の活用
○　犯罪死の見逃し事案の防止　等

基本目標2　犯罪捜査の的確な推進

業績目標２　政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化

業績目標達成のために行った主な施策

- ○ 政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の捜査の現状、問題点及び捜査指揮についての研修の実施
- ○ 経済をめぐる構造的不正に係る犯罪の捜査における財務捜査の活用、指揮能力の向上等を目的とした研修の実施等
- ○ 実践的な会議の開催
- ○ 道府県警察に対する個別指導

評価結果の概要等

評価結果：○（相当程度進展あり）

○　業績指標①：政治・行政・経済の構造的不正に係る犯罪の検挙状況

達成目標：過去５年間の平均並みの水準を維持する。

達成状況：○

※　令和元年度は暫定値

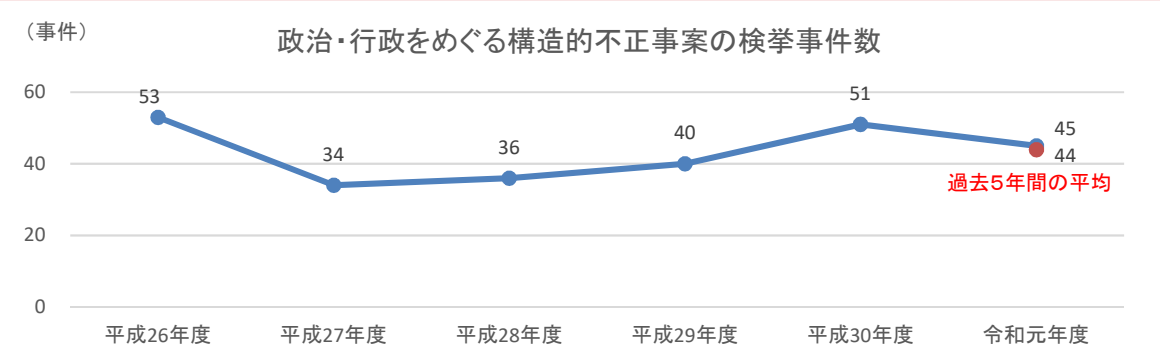

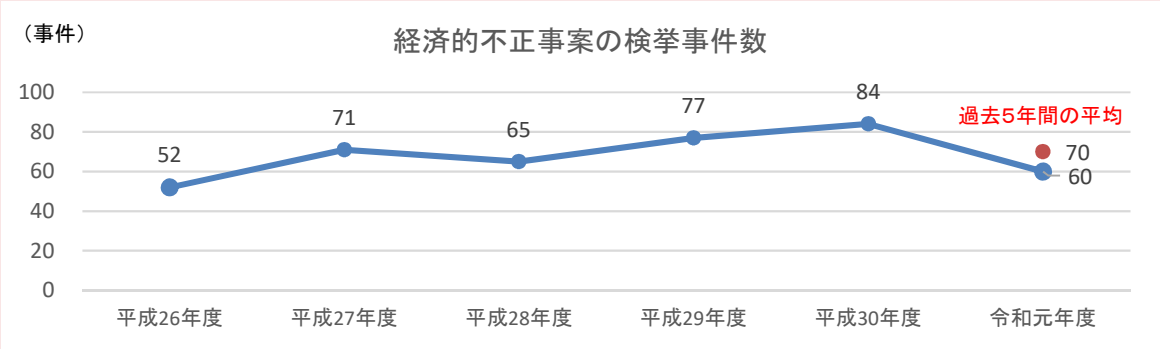

○　参考指標①：公務員による知能犯罪の検挙人員

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26～30年度（平均）	令和元年度
検挙人員（人）	164	285	172	170	188	196	141

業績指標①のうち、政治・行政をめぐる構造的不正事案の検挙事件数については、過去５年間の平均値を上回っている。

業績指標①のうち、経済的不正事案の検挙事件数については、過去５年間の平均値を下回っているものの、平成30年度までは、おおむね上昇傾向にあるほか、平成26年度の件数は上回るなど、極端に落ち込んだものではない。また、令和元年中には統一地方選挙及び参議院議員通常選挙の違反取締りに多くの捜査員が注力したことも原因の一つとして考えられる。

したがって、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられることから、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められるが、引き続き各種施策が都道府県警察において実施されるよう、具体的指導を推進する必要がある。

政策への反映の方向性

引き続き推進

- ○ 組織を挙げた端緒情報の収集・分析
- ○ スピード感のある内偵捜査の着実な実施
- ○ 捜査幹部の指揮能力の向上　等

基本目標2　犯罪捜査の的確な推進

業績目標3　オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化

業績目標達成のために行った主な施策

- ○ 総合的な特殊詐欺対策の推進
- ○ 関係警察相互の連携
- ○ 広報啓発活動の推進
- ○ 特殊詐欺対策のための資機材の整備
- ○ 犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の活用の推進
- ○ 固定電話番号の悪用への対策

評価結果の概要等

評価結果：○（相当程度進展あり）

○ 業績指標①：特殊詐欺の認知件数及び被害総額

達成目標：前年よりも減少させる。

達成状況：◎

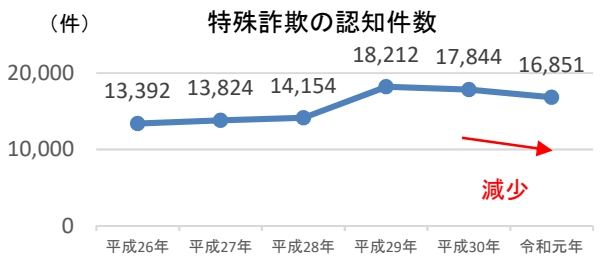

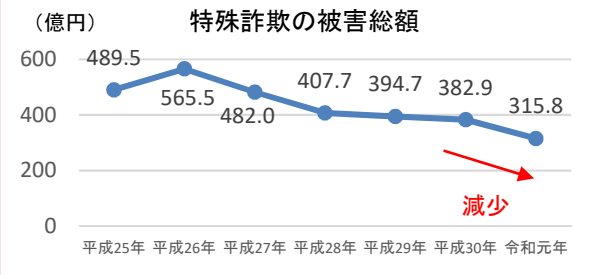

○ 業績指標②：特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員

達成目標：過去５年間の平均値を上回る。

達成状況：◎

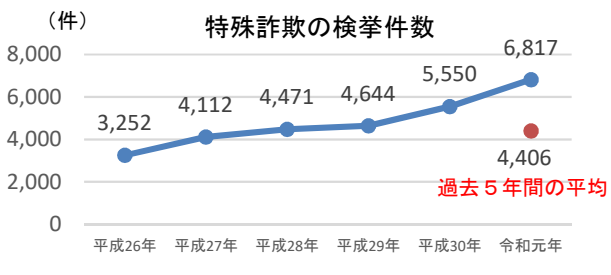

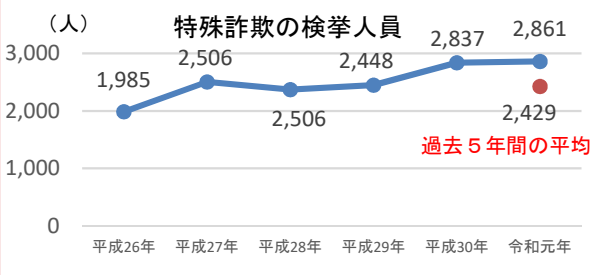

○ 参考指標①：特殊詐欺の検挙率

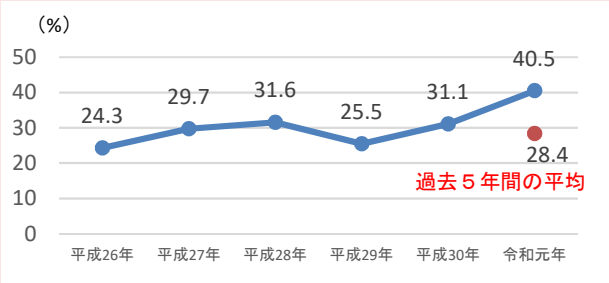

○ 参考指標②：特殊詐欺の助長犯罪の検挙件数及び検挙人員

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26～30年（平均）	令和元年
検挙件数（件）	4,222	4,027	4,084	4,405	4,122	4,172	3,673
検挙人員（人）	2,723	2,757	2,905	3,307	3,046	2,948	2,779

検挙・予防の両面から各種対策を推進した結果、業績指標①の特殊詐欺の認知件数及び被害総額について、前年より減少するとともに、業績指標②の特殊詐欺の検挙件数及び検挙人員について、過去５年間の平均値を上回った。

他方で、依然として高齢者を中心に高い水準の被害が発生し、その犯行手口の多様化・巧妙化もみられることから、今後も対策を一層強化する必要がある。

政策への反映の方向性

引き続き推進

- ○ 広報啓発活動等の被害防止対策
- ○ 犯行ツール対策
- ○ 効果的な取締り　　等

基本目標2　犯罪捜査の的確な推進

業績目標５　被疑者取調べの適正化

業績目標達成のために行った主な施策

○　都道府県警察に対する巡回業務指導の実施等　　○　研修（取調べ専科）等の実施　　等

評価結果の概要等

評価結果：○（相当程度進展あり）

達成状況：○

○　業績指標①：監督対象行為の件数

達成目標：過去５年間の平均を下回る。

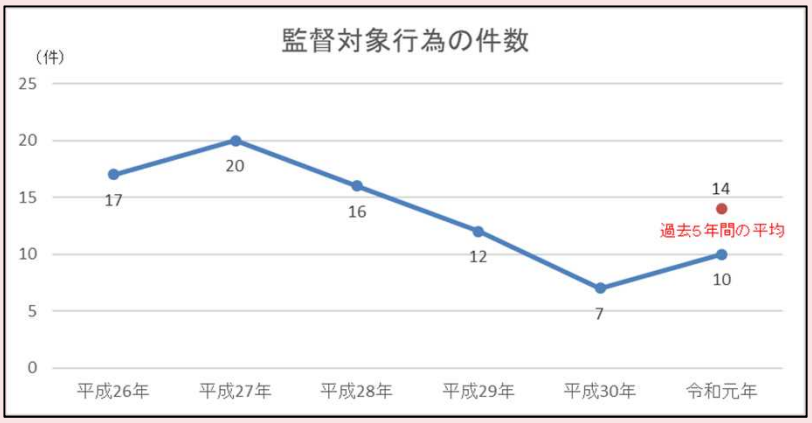

○　参考指標①：都道府県警察に対する巡回業務指導状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
巡回指導回数（回）	29	41	41	47	47	47
実施率（%）	61.7	87.2	87.2	100.0	100.0	100.0

○　参考指標②：捜査に携わる者に対する被疑者取調べの適正化に関する研修等の実施状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
研修実施機関数	54	54	54	54	54	54
実施率（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

○　参考指標③：被疑者取調べ件数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
件数（件）	1,447,988	1,417,505	1,351,203	1,306,504	1,260,873	1,172,696

○　参考指標④：裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画実施事件１件当たりの平均実施時間

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
録音・録画時間(分)	840	1,262	1,469	1,481	1,542	1,415

業績指標①については、令和元年中に発生した不適正な取調べにつながるおそれのある監督対象行為の件数は10件であり、一定数の発生があるものの、発生件数が過去５年間の平均値から減少したことから、目標をおおむね達成することができたと評価した。したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。

令和元年度においても、取調べに係る不適正事案等が発生していることから、引き続き、捜査部門は業務指導や研修の実施を、取調べ監督部門はチェック機能としての役割を果たすための取組を行う必要がある。

政策への反映の方向性

引き続き推進

○　捜査部門による取調べの適正化に関する業務指導や研修の実施
○　取調べ監督部門によるチェック　　等

基本目標7　安心できるIT社会の実現

業績目標１　サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止

業績目標達成のために行った主な施策

- ○　情報セキュリティ対策に関する広報啓発
- ○　サイバー犯罪等取締り等のための国際連携の強化
- ○　効果的な抑止・捜査手法の活用の推進
- ○　重要インフラ事業者、関係機関、産業界等との連携強化

評価結果の概要等

評価結果：○（相当程度進展あり）

○　業績指標①　サイバー犯罪対策に係る取組状況（事例）　　達成状況：○

達成目標：サイバー犯罪の積極的かつ的確な検挙、各種被害防止対策の実施等により、サイバー犯罪対策を推進する。

・インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害の急増を受け、手口や被害状況等について一般社団法人全国銀行協会等の関係団体と情報共有を行うとともに、これら関係団体と連携した注意喚起を行うなど、被害防止対策を実施した。
・一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（ＪＣ３）等と連携して、ショッピングサイトの改ざんによりクレジットカード情報等を窃取する手口を解明し、ＪＣ３のホームページにおいて注意喚起が実施されるとともに、都道府県警察において、サイト管理者に対してサイトの修復依頼を行うなどの被害防止対策を実施した。

○　業績指標②　サイバー攻撃対策に係る取組状況（事例）　　達成状況：○

達成目標：関係機関との連携、共同対処訓練等を通じたサイバー攻撃の標的となるおそれのある国内の事業者等のセキュリティレベルの向上の促進等により、サイバー攻撃対策を推進する。

・サイバーテロ対策協議会を開催し、警察の取組報告、民間の有識者によるサイバー攻撃の情勢及び対策に関する講演、事案発生時を想定した演習を実施するなど、重要インフラ事業者等のセキュリティレベルの向上の促進を図った。
・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたサイバー攻撃対策の一環として、大会関係事業者等との共同対処訓練を実施するなど、関係機関等との共同対処訓練、情報交換等の取組を推進した。

○　参考指標：⑥標的型メール攻撃の把握件数
⑧サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成26～30年（平均）	令和元年
参考指標⑥ 標的型メール攻撃の把握件数（件）	1,723	3,828	4,046	6,027	6,740	4,473	5,301
参考指標⑧ サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数（件/日・IPアドレス）	491.6	729.3	1,692.0	1,893.0	2,752.8	1,511.7	4,192.0

【その他の参考指標】
① サイバー犯罪の検挙件数
② サイバー犯罪等に関する相談受理件数
③ インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数及び被害額
④ インターネット・ホットラインセンターが受理した違法情報件数
⑤ サイバー防犯ボランティア団体数
⑦ サイバーテロの発生件数
⑨ サイバーセキュリティ対策研究・研修センター等における入校者数（延べ人数）
⑩ 外部委託教養受講者数（警察庁実施）

各業績指標については目標をおおむね達成したといえる。令和元年中は、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数（参考指標⑧）が過去最多となり、サイバー犯罪等に関する相談受理件数（参考指標②）及び標的型メール攻撃の把握件数（参考指標⑥）が引き続き高い水準となったことから、基本目標の達成は道半ばであり、今後も取組を推進する必要がある。

政策への反映の方向性

引き続き推進

サイバー空間と実空間の融合が高度に深化した社会の到来を見据えた、
- ○　人的基盤の強化、各種資機材の整備等による捜査力及び解析力の強化
- ○　民間事業者、学識経験者、諸外国等との連携の強化
- ○　被害防止のための広報啓発の推進　　等